

平成22年8月31日
第2210号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（425・都市計画課）…………… 1
- 道路の供用開始（426・秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（427・雄勝地域振興局総務企画部）…………… 1

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（雄勝地域振興局農林部）…………… 2

告 示

秋田県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、にかほ市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

仁賀保都市計画、金浦都市計画及び象潟都市計画用途地域の変更、仁賀保都市計画風致地区の変更、仁賀保都市計画、金浦都市計画及び象潟都市計画道路の変更、仁賀保都市計画、金浦都市計画及び象潟都市計画公園の変更、仁賀保都市計画、金浦都市計画及び象潟都市計画下水道の変更、金浦都市計画及び象潟都市計画都市下水路の変更、金浦都市計画市場の変更並びに仁賀保都市計画及び象潟都市計画土地区画整理事業の変更の総括図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|----------|---------------------------------------|
| 県 道 | 秋田御所野雄和線 | 秋田市上北手御所野字雨池通5番46地先から河辺豊成字祖神台29番1地先まで |

2 供用開始の期日 平成22年9月1日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年8月31日から同年9月13日まで

秋田県告示第427号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年8月23日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

木曾工務店

湯沢市山田字福島尻63番地1

木 曾 義 展

秋田県知事許可(般-17)第12214号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年8月17日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、羽後町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

横手市十文字町睦合字中福島39番地

山 本 征 志

2 就任理事の住所及び氏名

横手市十文字町睦合字中福島27番地3

菊 地 利 文

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄